

第3編 風水害等災害対策計画

目 次

第1章 風水害応急対策	1
第1節 活動態勢	3
第1 市職員の動員・配備	3
第2 市災害対策本部の設置・運営	4
第3 防災関係機関の活動体制	4
第2節 通信運用	5
第1 通信手段の確保	5
第2 放送等の要請	5
第3 通信事業者等の応急措置	5
第4 郵便業務の応急措置	5
第3節 災害情報の収集・伝達・広報等	6
第1 気象情報等の伝達	6
第2 被害状況等の収集・伝達	9
第3 広報活動	9
第4 問い合わせ・相談等の対応	10
第5 罹災証明、被災者台帳の作成等	10
第4節 応援協力・派遣要請	11
第1 応援協力及び広域応援等	11
第2 自衛隊の災害派遣	11
第3 災害ボランティアの受入れ	11
第4 防災活動拠点の確保等	11
第5節 救出・救助対策	12
第1 救出・救助活動	12
第2 防災ヘリコプターの活用	12
第6節 医療救護・防疫・保健衛生対策	13
第1 医療救護	13
第2 防疫・保健衛生	13
第7節 交通の確保・緊急輸送対策	14
第1 道路交通規制等	14
第2 道路施設対策	14
第3 鉄道施設対策	14
第4 緊急輸送手段の確保	15
第5 燃料の確保	15
第8節 水害等防除対策	16
第1 浸水対策	16
第2 土砂災害対策	17
第3 防災営農	17

第9節	避難者・避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	19
第1	避難情報等	19
第2	避難所の開設・運営等	22
第3	避難所以外の場所に滞在する被災者への対応	22
第4	要配慮者の支援	22
第5	帰宅困難者対策	22
第10節	水・食料・生活必需品等の供給	23
第1	給水	23
第2	食料の供給	23
第3	生活必需品の供給	23
第4	救援物資等の募集・受入れ	23
第11節	環境汚染防止・災害廃棄物処理対策及び地域安全対策	24
第1	環境汚染防止対策	24
第2	災害廃棄物処理対策	24
第3	地域安全対策	24
第12節	遺体の取扱い	25
第1	遺体の捜索	25
第2	遺体の処理	25
第3	遺体の埋火葬	25
第13節	ライフライン施設の応急対策	26
第1	電力施設対策	26
第2	ガス施設対策	26
第3	上水道対策	26
第4	下水道施設対策	26
第5	通信施設対策	26
第6	ライフライン施設の応急復旧	26
第14節	住宅対策等	28
第1	被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定	28
第2	被災住宅等の調査	28
第3	賃貸住宅等への一時入居	28
第4	応急仮設住宅の設置及び管理運営	28
第5	被災住宅の応急修理	29
第6	住居障害物の除去	29
第15節	応急教育・応急保育	30
第1	警報の伝達、臨時休業等	30
第2	園児・児童の安全確保	31
第3	応急教育	31
第4	教科書・学用品等の給与	31
第5	応急保育	31
第2章	大規模事故応急対策	32
第1節	航空災害対策	34
第1	市の措置	35

第2	消防の措置	36
第3	警察の措置	36
第2節	鉄道災害対策	37
第1	鉄道事業者の措置	37
第2	市の措置	38
第3	消防の措置	38
第3節	道路災害対策	40
第1	道路管理者の措置	40
第2	市の措置	41
第3	消防の措置	41
第4	警察の措置	42
第4節	危険物・高圧ガス及び化学薬品類災害対策	43
第1	事業者等の措置	43
第2	市の措置	44
第3	消防の措置	44
第4	警察の措置	44
第5節	大規模火事災害対策	46
第1	市の措置	46
第2	消防の措置	47
第3	警察の措置	47
第3章	原子力災害応急対策	48
第1節	活動態勢	50
第1	市災害対策本部の設置・運営	50
第2	防災関係機関の活動体制	50
第2節	放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	51
第1	情報の収集・連絡	51
第2	放射線障害防止措置	51
第3	警戒区域の設定等	52
第4	消防活動	52
第5	広報活動	52
第6	交通の確保	52
第7	医療活動	52
第3節	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	53
第1	情報の収集・連絡等	53
第2	放射線の測定、汚染の防止等	54
第3	専門職員の派遣要請	54
第4	環境放射線モニタリング等	54
第5	原子力災害合同対策協議会	54
第6	避難対策	54
第7	広報、相談対応	54
第8	医療対策	55
第9	消防活動	55

第10	汚染食品等対策	55
第11	交通の確保	55
第12	輻輳対策	55
第4節	原子力発電所等における異常時対策	56
第1	情報の収集・連絡	56
第2	環境放射線モニタリング	57
第3	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	57
第4	広報、相談対応	57
第5	避難対策	58
第6	医療対策	59
第7	汚染の除去	59
第8	緊急輸送・交通の確保	59
第9	飲料水・食品等の摂取制限等	59
第10	社会秩序の維持	60
第11	風評被害対策	60
第12	通信輻輳対策	60
第13	市外からの避難者の受入れ	61
第5節	災害復旧	62
第1	環境放射線モニタリング等	62
第2	汚染の除去	62
第3	各種制限措置の解除	62
第4	健康相談	63
第5	風評被害等対策	63
第6	被災中小企業への支援	63
第7	物価動向の把握	63
第8	暴力団排除	63
第9	災害記録等	63

第 1 章 風水害応急対策

第1節 活動態勢

■基本方針

- 市は、市域の災害応急対策を推進する中心組織として市災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、業務大綱等に基づく災害応急対策を円滑に実施するための活動態勢を確立する。
- 市及び各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化することで災害応急対応が困難になる事象）の発生を考慮し、要員、資機材の配置等に備えるものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 市職員の動員・配備	各班
第2 市災害対策本部の設置・運営	各班
第3 防災関係機関の活動体制	各防災関係機関

第1 市職員の動員・配備

地震災害対策計画 第1章 第1節 第1「2 動員・参集」に準ずる。
 なお、風水害時の配備基準は、次のとおりとする。

■配備態勢の基準（風水害）

配備態勢	判断基準	配備内容
警戒 配備態勢	警戒第1 ①市域に警報（大雨、洪水、暴風のいずれか一つ以上）が発表されたとき。 ②その他、状況により副市長が必要と認めたとき。	災害情報の収集・連絡等を円滑に行い、災害対策本部の設置に備える態勢。
	警戒第2 ①警戒第1配備では対応が困難なため、態勢を強化する必要があると市長が認めたとき。 ②その他、状況により市長が必要と認めたとき。	各種警戒活動の実施に備える態勢。これより高次の配備では災害対策本部を設置。
	警戒第3 ①警戒第2配備では対応が困難なため、態勢を強化する必要があると市長が認めたとき。 ②その他、状況により市長(本部長)が必要と認めたとき。	各種警戒活動を円滑に実施する態勢。
非常 配備態勢	非常第1 ①市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ②境川に氾濫危険情報が発表されたとき。 ③市内の複数の地区で被害が発生したとき。 ④警戒第3配備では対応が困難なため、態勢を強化する必要があると市長(本部長)が認めたとき。 ⑤その他、状況により市長(本部長)が必要と認めたとき。	各種災害応急対策活動を円滑に実施する態勢。
	非常第2 ①市域に特別警報が発表されたとき。 ②市内に甚大な被害が発生したとき。 ③非常第1配備では対応が困難なため、態勢を強化する必要があると市長(本部長)が認めたとき。 ④その他、状況により市長(本部長)が必要と認めたとき。	市の組織、機能のすべてを発揮してすべての災害応急対策活動を実施する態勢。

第2 市災害対策本部の設置・運営

地震災害対策計画 第1章 第1節「第2 市災害対策本部の設置・運営」に準ずる。

第3 防災関係機関の活動体制

地震災害対策計画 第1章 第1節「第3 防災関係機関の活動体制」に準ずる。

第2節 通信運用

■基本方針

- 市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の重要通信の疎通を確保する。
- 迅速かつ的確に情報を収集・伝達するため、通常の通信手段のほか、衛星通信施設、電話施設の優先利用、放送事業者等への依頼等を行う。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 通信手段の確保	各班、各防災関係機関
第2 放送等の要請	本部班
第3 通信事業者等の応急措置	西日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
第4 郵便業務の応急措置	日本郵便(株)

第1 通信手段の確保

地震災害対策計画 第1章 第2節「第1 通信手段の確保」に準ずる。

第2 放送等の要請

地震災害対策計画 第1章 第2節「第2 放送等の要請」に準ずる。

第3 通信事業者等の応急措置

地震災害対策計画 第1章 第2節「第3 通信事業者等の応急措置」に準ずる。

第4 郵便業務の応急措置

地震災害対策計画 第1章 第2節「第4 郵便業務の応急措置」に準ずる。

第 3 節 災害情報の収集・伝達・広報等

■基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 51 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市町村長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 各防災関係機関は、住民が適切な判断による行動がとれるよう、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報に努める。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 被災者の早期の生活再建を図るため、支援金等の支給及び税金や公共料金等の減免並びに各種貸付・融資などの手続きに必要な罹災証明書の速やかな発行に努める。このため、罹災証明に必要な被害家屋調査の実施体制を計画的に整備する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第 1 気象情報等の伝達	本部班、各防災関係機関
第 2 被害状況等の収集・伝達	各班、各防災関係機関
第 3 広報活動	本部班、情報班、各防災関係機関
第 4 問い合わせ・相談等の対応	各班
第 5 罹災証明、被災者台帳の作成等	調査班、情報班、市民班 ※尾三消防組合（火災のみ）

第 1 気象情報等の伝達

1 気象情報

名古屋地方気象台は、以下の気象情報を発表する。なお、市には、県防災行政無線を通じ伝達される。

特別警報が発表された場合、市は、豊明市メール配信サービス、緊急速報メール、ケーブルテレビ（CCNet）広報車の巡回放送等の広報手段を活用し住民等へその旨を伝達する。

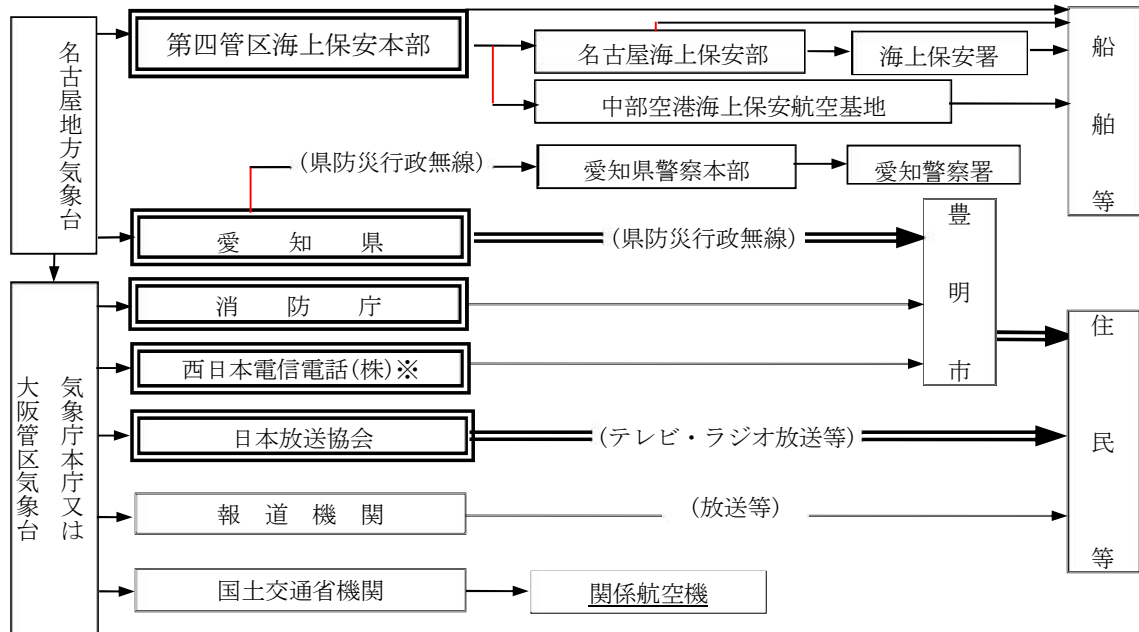
■気象情報等の種類

気象特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着水・着雪

気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補足するために発表する。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報する。

※予想区域の単位は、一次細分区域「西部」、市町村等をまとめた地域は「尾張東部」に該当する。
 ※注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるときまで継続される。

(気象警報伝達系統図)



※ 気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

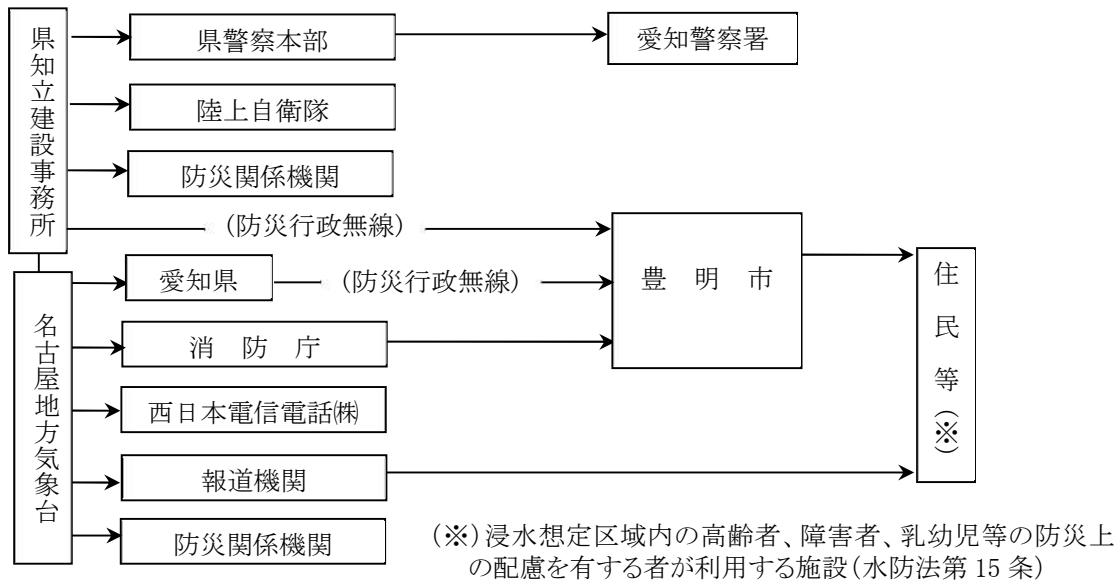
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び3号並びに9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

2 洪水予報・水防警報

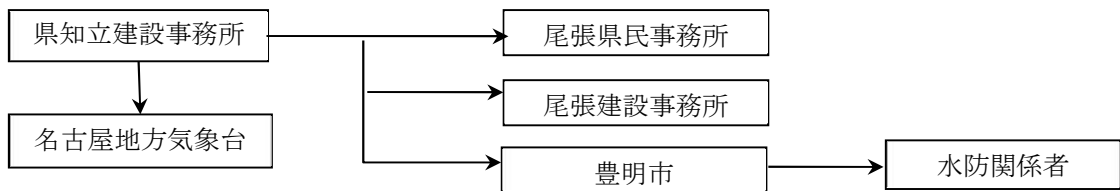
(1) 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 (境川)

名古屋地方気象台及び県は、境川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報「洪水」）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報「洪水」）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報「洪水」）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報「洪水」））は、共同して洪水予報を発表する。



(2) 知事の発表する水防警報（境川・逢妻川）

県は、境川・逢妻川について洪水によって災害が起きるおそれがあると認められるときに水防警報を発表し関係機関に連絡する。

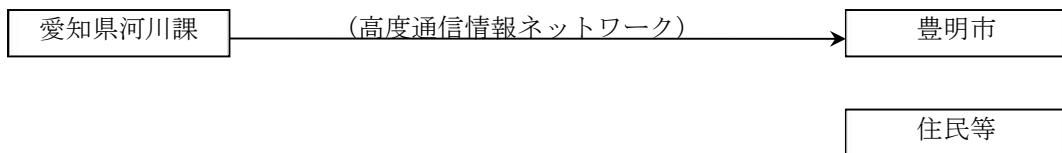


(3) ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長に直接電話連絡による、避難情報に資する情報提供を行う。

(4) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

■知事が通知する水位周知海岸

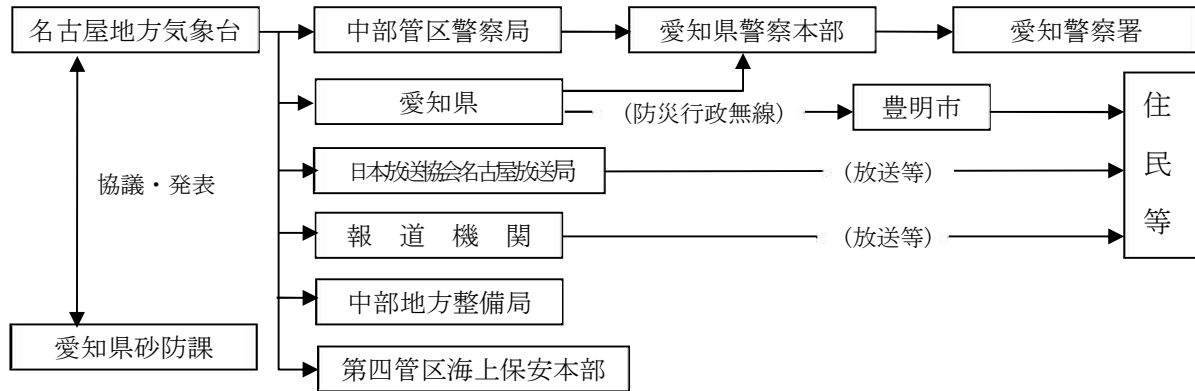


3 土砂災害警戒情報

県と名古屋地方気象台は、分けられた区ごとに、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）を発表し、関係機関に連絡する。

また、県は、土砂災害情報を補足し、避難情報の発令対象区域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市や住民に提供する。

市は、避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう情報を発表する。



(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

第2 被害状況等の収集・伝達

地震災害対策計画 第1章 第3節「第2 被害状況等の収集・伝達」に準ずる。

ただし、各地区の被害状況調査は、主に以下の事項を対象とする。

＜風水害の発生直後に把握すべき主な事項＞

- (1) 浸水（地区名、深さ、ながれの方向等）
- (2) 建物の被害（倒壊、全壊、流失等の発生箇所）
- (3) 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- (4) 避難状況
- (5) 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- (6) 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
- (7) 雪害（積雪による倒壊物等の発生箇所）
- (8) 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
- (9) 道路の被害・機能障害（橋梁・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ・浸水・積雪等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
- (10) ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
- (11) 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- (12) 重要施設（庁舎、消防署、指定避難所等）、危険物施設等の被害
- (13) その他重大な被害

第3 広報活動

地震災害対策計画 第1章 第3節「第3 広報活動」に準ずる。

ただし、広報事項は次のとおりとする。

■市の主な広報事項（風水害）

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報

- ウ 公共交通機関の情報
- エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
 - エ 医療・救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者総合支援センターの開設状況

第4 問い合わせ・相談等の対応

地震災害対策計画 第1章 第3節「第4 問い合わせ・相談等の対応」に準ずる。

第5 罹災証明、被災者台帳の作成等

地震災害対策計画 第1章 第3節「第5 罹災証明、被災者台帳の作成等」に準ずる。

第4節 応援協力・派遣要請

■基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 応援協力及び広域応援等	情報班、本部班
第2 自衛隊の災害派遣	本部班
第3 災害ボランティアの受入れ	福祉班、豊明市社会福祉協議会
第4 防災活動拠点の確保等	本部班

第1 応援協力及び広域応援等

地震災害対策計画 第1章 第4節「第1 応援協力及び広域応援等」に準ずる。

第2 自衛隊の災害派遣

地震災害対策計画 第1章 第4節「第2 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第3 災害ボランティアの受入れ

地震災害対策計画 第1章 第4節「第3 災害ボランティアの受入れ」に準ずる。

第4 防災活動拠点の確保等

地震災害対策計画 第1章 第4節「第4 防災活動拠点の確保等」に準ずる。

第5節 救出・救助対策

■基本方針

- 市、尾三消防組合、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後に上空からの救急救助等が必要な場合は、県の防災ヘリコプターを活用する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 救出・救助	尾三消防組合、消防団、愛知警察署
第2 防災ヘリコプターの活用	本部班、教育2班、尾三消防組合

第1 救出・救助活動

地震災害対策計画 第1章 第5節「第1 救出・救助活動」に準ずる。

第2 防災ヘリコプターの活用

地震災害対策計画 第1章 第5節「第2 防災ヘリコプターの活用」に準ずる。

第6節 医療救護・防疫・保健衛生対策

■基本方針

- 医療救護は、災害医療コーディネーター、医師会、周産期リエゾン、透析リエゾン、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。
- 防疫措置は、生活環境の悪化、防御者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 医療救護	医療防疫班、東名古屋豊明市医師会、藤田医科大学病院
第2 防疫・保健衛生	医療防疫班、環境班、情報班、県、各防災関係機関

第1 医療救護

地震災害対策計画 第1章 第7節「第1 医療救護」に準ずる。

第2 防疫・保健衛生

地震災害対策計画 第1章 第7節「第2 防疫・保健衛生」に準ずる。

第7節 交通の確保・緊急輸送対策

■基本方針

- 大災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予測されるため、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進する。
- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害発生時には、別に指定する緊急輸送道路を他の道路に優先して復旧作業等を実施して確保する。
- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を総動員するとともに、運送関係業者等の保有車両等を調達する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 道路交通規制等	愛知警察署、自衛隊
第2 道路施設対策	土木班、愛知警察署、県尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)
第3 鉄道施設対策	土木班、愛知警察署、名古屋鉄道(株)
第4 緊急輸送手段の確保	本部班、各防災関係機関
第5 燃料の確保	本部班

第1 道路交通規制等

地震災害対策計画 第1章 第8節「第1 道路交通規則等」に準ずる。

第2 道路施設対策

地震災害対策計画 第1章 第8節「第2 道路施設対策」に準ずる。

なお、台風・大雨時においては、道路管理者及び警察署が連携し、災害の警戒段階からそれぞれが所管する道路又は地域における道路の巡視・点検情報、被災情報、通行の禁止又は制限に関する情報等を共有するものとする。

また、避難指示等が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、対策本部に速やかに伝達するものとする。

第3 鉄道施設対策

地震災害対策計画 第1章 第8節「第3 鉄道施設対策」に準ずる。

なお、鉄道事業者は次の措置を講じる。

(1) 列車の避難並びに停止

災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資機材確保の応援要求

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第4 緊急輸送手段の確保

地震災害対策計画 第1章 第8節「第4 緊急輸送手段の確保」に準ずる。

第5 燃料の確保

地震災害対策計画 第1章 第8節「第5 燃料の確保」に準ずる。

第8節 水害等防除対策

■基本方針

- 市及び防災関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊等により浸水し、又はそのおそれがある場合、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」に準じて実施する。
- 水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などを実施するにあたっては、市、消防、警察などが避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提として実施するものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 浸水対策	土木班、消防団、県尾張建設事務所、県尾張農林水産事務所、土地改良区
第2 土砂災害対策	土木班、消防団、県尾張建設事務所
第3 防災営農	土木班、物流班、土地改良区、あいち尾東農業協同組合

第1 浸水対策

1 水防活動

豊明市水防計画に基づいて実施する。

(1) 緊急通行

消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体である豊明市はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

(2) 公用負担

水防上緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

2 たん水排除

市及び土地改良区は、河川堤防の決壊等によりたん水した場合、「第3 防災営農」の1

(1) によるたん水排除を実施する。

また、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

第2 土砂災害対策

地震災害対策計画 第1章 第9節「第2 土砂災害対策」に準ずる。

第3 防災営農

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

一方の実施するたん水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を県に要請する。

(2) 土俵積等による排水機の浸水防止

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) ため池の堤防決壊防止

市及び土地改良区は県と連携し、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路の決壊防止

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

(5) 頭首工の保全措置

市及び土地改良区は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

2 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、市、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 病害虫の防除

ア 防除指導等

市及び農業協同組合等は、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るために県が実施する対策の検討及び具体的な防除の実施の指示・指導に協力す

る。

イ 農薬の確保

農業協同組合等は農薬の供給が困難である場合は県に連絡し、県は県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対して農薬を農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼する。

(3) 凍霜害防除

名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報が県から市へ伝達された場合、市及び農業協同組合は農家に注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。（注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日まで）

3 家畜に対する応急措置

(1) 家畜の管理指導

市及び畜産関係団体は、県が実施する災害発生に伴う家畜の管理についての地域の実情に応じた指導に協力する。

(2) 家畜の防疫

市及び家畜防疫員は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合に県が実施する畜舎等の消毒、緊急予防注射、家畜伝染病発生時の家畜等の移動を制限等の措置に協力する。

(3) 飼料の確保

農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、市は県に連絡する。県は、愛知県飼料工業会等に対して市経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。

4 応援協力関係

市及び愛知用土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ移動用排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。

また、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、愛知用土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

第9節 避難者・避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。
- 帰宅困難者等の発生による混乱を防止するため「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 避難情報等	本部班、消防団、県、警察署、自衛隊
第2 避難所の開設・運営等	教育1班、避難所開設職員
第3 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応	本部班、物流班、医療防疫班
第4 要配慮者の支援	本部班、高齢者班、福祉班、児童班、豊明市社会福祉協議会
第5 帰宅困難者対策	本部班、事業所・学校等の管理者

第1 避難情報等

1 避難情報

地震災害対策計画 第1章 第10節 第1「1 避難情報」に準ずる。

なお、避難情報の判断基準は、「豊明市避難情報の判断・伝達マニュアル（令和3年5月1日改訂）」による。

判断にあたっては、流域の雨量、河川等の水位、气象台、河川管理者、排水機場管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮するとともに、夜間、早朝に避難情報を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において高齢者等避難を発令などの深夜・早朝に避難が必要になる状況を予想し、総合的かつ迅速に行う。また、専門機関（气象台、河川管理者、県等）との連絡体制を確保し、相互の情報交換や避難情報の判断の助言を得られるようにする。

■避難情報により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

	避難情報により立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難※¹又は屋内安全確保※²）する。 ・要配慮者以外の人も必要に応じて出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、このタイミングで早めに避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にとるべき避難行動は、近隣の安全な場所への避難や「立退き避難」※1を基本とするが、浸水・洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認し、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として自らの判断で「屋内安全確保」※2をを行うことも可能である。 <p>（避難指示は地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。）</p>
<p>【警戒レベル5】 災害発生情報</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生した、又は切迫している（災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い）状況であり、命の危険が極めて高く、安全に避難することができないため、「緊急安全確保※3」を行う。 ・本行動は、本来は立退き避難をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全に取ることができるとは限らない。また、警戒レベル5緊急安全確保が市から発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前に警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。 <p>（市は災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。なお、市は、災害時には情報が輻輳することを踏まえ、誤情報やデマ等に十分注意しつつ、災害発生を間違いなく確認した場合に限り、可能な範囲で発令する。）</p>

※1 立退き避難：災害リスクのある区域の居住者等が、自宅・施設においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、安全な場所に移動すること。

※2 屋内安全確保：災害リスクのある区域の居住者等が、自宅・施設等の浸水想定等を確認した上で、上階への移動や高層階に留まることにより計画的に身の安全を確保すること。

※3 緊急安全確保：立退き避難を行う必要がある居住者等が適切なタイミングで避難しなかった、又は急遽に災害が切迫する等して避難できなかつた等により避難し遅れたために、安全に立退き避難ができない可能性がある状況に至つたと考えられる場合に、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動等すること。

注 突発的な災害の場合、市からの避難情報の発令が間に合わないことがあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(1) 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(2) 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に依つて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難指示等の伝達文の内容を工夫すること及びその対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(3) 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(4) 知事等への助言の要求

市長（本部長）は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

2 警戒区域の設定

地震災害対策計画 第1章 第10節 第1「2 警戒区域の設定」に準ずる。

3 避難誘導

地震災害対策計画 第1章 第10節 第1「3 避難誘導」に準ずる。

4 応援要請

地震災害対策計画 第1章 第10節 第1「4 応援要請」に準ずる。

5 広域避難に係る協議

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を

災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

第2 避難所の開設・運営等

地震災害対策計画 第1章 第10節「第2 避難所の開設・運営等」に準ずる。

第3 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

地震災害対策計画 第1章 第10節「第3 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応」に準ずる。

第4 要配慮者の支援

地震災害対策計画 第1章 第10節「第4 要配慮者の支援」に準ずる。

第5 帰宅困難者対策

地震災害対策計画 第1章 第10節「第5 帰宅困難者対策」に準ずる。

第10節 水・食料・生活必需品等の供給

■基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努め、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

■対策の体系と実施機関

対策項目	実施主体
第1 給水	物流班、愛知中部水道企業団
第2 食料の供給	物流班
第3 生活必需品の供給	物流班
第4 救援物資等の募集、受入れ	物流班

第1 給水

地震災害対策計画 第1章 第11節「第1 給水」に準ずる。

第2 食料の供給

地震災害対策計画 第1章 第11節「第2 食料の供給」に準ずる。

第3 生活必需品の供給

地震災害対策計画 第1章 第11節「第3 生活必需品の供給」に準ずる。

第4 救援物資等の募集・受入れ

地震災害対策計画 第1章 第11節「第4 救援物資等の募集・受入れ」に準ずる。

第11節 環境汚染防止・災害廃棄物処理対策及び地域安全対策

■基本方針

- 有害物質による環境汚染の状況を把握し、速やかに被害拡大防止措置を講じる。
- 市と県が連携し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。
- 大震災発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予測されるため、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 環境汚染防止対策	環境班、県(環境局)
第2 災害廃棄物処理対策	環境班、東部知多衛生組合、県(環境局)
第3 地域安全対策	愛知警察署

第1 環境汚染防止対策

地震災害対策計画 第1章 第12節「第1 環境汚染防止対策」に準ずる。

第2 災害廃棄物処理対策

地震災害対策計画 第1章 第12節「第2 災害廃棄物処理対策」に準ずる。

第3 地域安全対策

地震災害対策計画 第1章 第12節「第3 地域安全対策」に準ずる。

第12節 遺体の取扱い

■基本方針

- 周囲の状況から災害により死亡したと思われる者を速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後に埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その他置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 遺体の捜索	市民班、愛知警察署
第2 遺体の処理	市民班、愛知警察署
第3 遺体の埋火葬	市民班

災害救助法が適用される可能性がある場合、市は関係機関と連携し、同法の実施基準により遺体の捜索、処理及び埋火葬等を実施する。

第1 遺体の捜索

地震災害対策計画 第1章 第13節「第1 遺体の捜索」に準ずる。

第2 遺体の処理

地震災害対策計画 第1章 第13節「第2 遺体の処理」に準ずる。

第3 遺体の埋火葬

地震災害対策計画 第1章 第13節「第3 遺体の埋火葬」に準ずる。

第13節 ライフライン施設の応急対策

■基本方針

- 災害対策に必要な不可欠な電力を確保するため、電力施設の応急復旧を迅速に実施する。
- ガスの漏洩等による火災、爆発等の二次災害を防止するため、被災地の状況を迅速かつ適切に把握して被災地域へのガスの供給停止を判断する。また、都市ガスの早期復旧を図るとともに、被災地域以外への都市ガスの継続供給に努める。
- 水道施設の被災により給水機能が停止した場合は、住民が必要とする最低限の給水機能を確保するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対し、速やかに応急措置を講じて機能回復を図る。特に排水機能の障害は住民生活や衛生状態の悪化を招くため、優先的に復旧を図る。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 電力施設対策	中部電力(株)
第2 ガス施設対策	東邦瓦斯(株) ※、(一社)愛知県LPガス協会
第3 上水道対策	愛知中部水道企業団
第4 下水道施設対策	下水道・住宅班
第5 通信施設対策	本部班
第6 ライフライン施設の応急復旧	本部班

※東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ。）

第1 電力施設対策

地震災害対策計画 第1章 第14節「第1 電力施設対策」に準ずる。

第2 ガス施設対策

地震災害対策計画 第1章 第14節「第2 ガス施設対策」に準ずる。

第3 上水道対策

地震災害対策計画 第1章 第14節「第3 上水道対策」に準ずる。

第4 下水道施設対策

地震災害対策計画 第1章 第14節「第4 下水道施設対策」に準ずる。

第5 通信施設対策

地震災害対策計画 第1章 第14節「第5 通信施設対策」に準ずる。

第6 ライフライン施設の応急復旧

地震災害対策計画 第 1 章 第 14 節「第 6 ライフライン施設の応急復旧」に準ずる。

第14節 住宅対策等

■基本方針

- 応急危険度判定を速やかに実施し、また、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のため、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。
- 平常時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。
また、災害時には適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理、障害物の除去を速やかに実施する。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定	下水道・住宅班
第2 被災住宅等の調査	下水道・住宅班
第3 賃貸住宅等への一時入居	下水道・住宅班、県(建築局)、都市機構
第4 応急仮設住宅の設置及び管理運営	下水道・住宅班、県(建築局)
第5 被災住宅の応急修理	下水道・住宅班、県(建築局)
第6 住居障害物の除去	下水道・住宅班、県(防災安全局)

第1 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定

地震災害対策計画 第1章 第15節「第1 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定」に準ずる。

第2 被災住宅等の調査

地震災害対策計画 第1章 第15節「第2 被災住宅等の調査」に準ずる。

第3 賃貸住宅等への一時入居

地震災害対策計画 第1章 第15節「第3 賃貸住宅等への一時入居」に準ずる。

第4 応急仮設住宅の設置及び管理運営

地震災害対策計画 第1章 第15節「第4 応急仮設住宅の設置及び管理運営」に準ずる。

第5 被災住宅の応急修理

地震災害対策計画 第1章 第15節「第5 被災住宅の応急修理」に準ずる。

第6 住居障害物の除去

地震災害対策計画 第1章 第15節「第6 住居障害物の除去」に準ずる。

第15節 応急教育・応急保育

■基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため平常の学校教育が困難となった場合は、教育施設及び教職員を確保して応急教育を実施するほか、被災した児童・生徒の学用品等を速やかに確保する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 警報の伝達、臨時休業等	教育1班、児童班、保育園・学校管理者
第2 園児・児童の安全確保	教育1班、児童班、保育園・学校管理者
第3 応急教育	教育1班、学校管理者
第4 教科書・学用品等の給与	教育1班
第5 応急保育	児童班

第1 警報の伝達、臨時休業等

1 警報等の伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

(1) 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

(2) 市立学校

災害等に関する情報は、「第3節 災害情報の収集・伝達・広報等」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が各学校等に対して伝達する。

(3) 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

(1) 県立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

(2) 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校(園)長が行う。ただし、各学校(園)長が決定する場合、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

(3) 私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校

の校長が行うものとする。

3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2 園児・児童の安全確保

地震災害対策計画 第1章 第16節「第1 園児・児童の安全確保」に準ずる。

第3 応急教育

地震災害対策計画 第1章 第16節「第2 応急教育」に準ずる。

第4 教科書・学用品等の給与

地震災害対策計画 第1章 第16節「第3 教科書・学用品等の給与」に準ずる。

第5 応急保育

地震災害対策計画 第1章 第16節「第4 応急保育」に準ずる。

第2章 大規模事故応急対策

第1節 航空災害対策

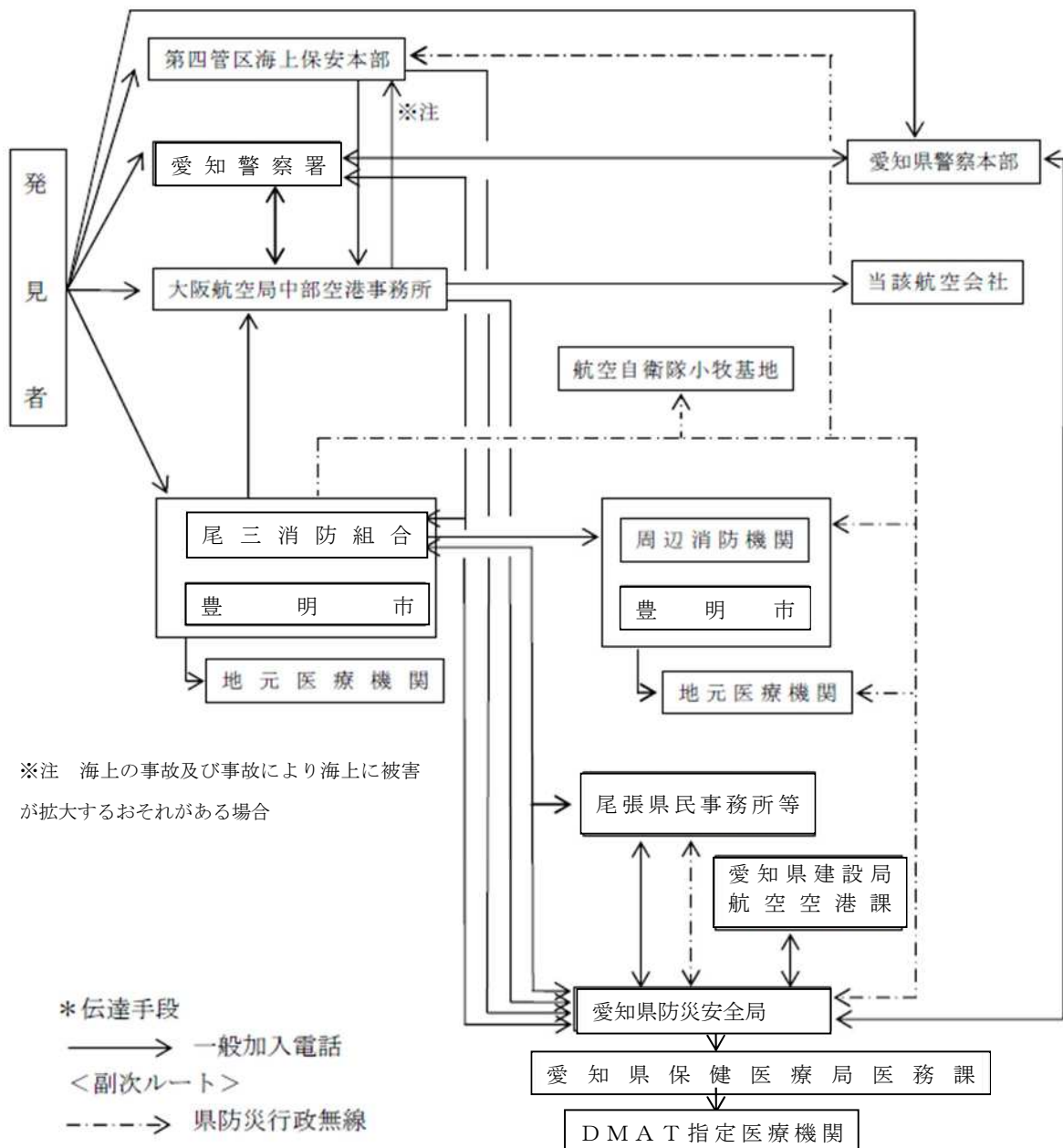
■基本方針

○航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

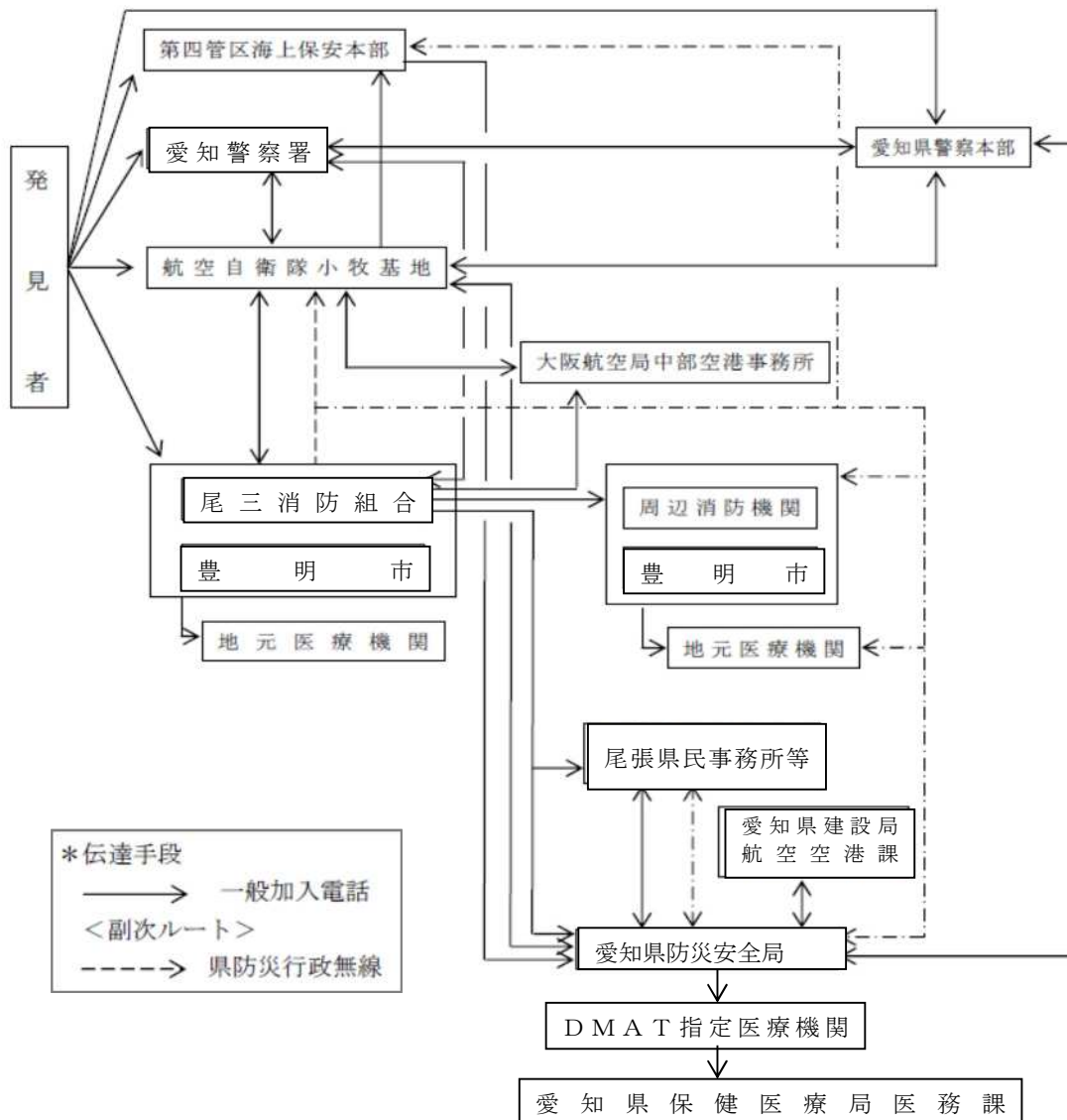
■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 市の措置	本部班、医療防疫班、物流班
第2 消防の措置	尾三消防組合
第3 警察の措置	愛知警察署

1 情報伝達系統（民間航空機の場合）



2 情報伝達系統（自衛隊機の場合）



第1 市の措置

市は、航空機事故災害が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 航空機事故発生 of 通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

2 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

市長（本部長）は、危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。なお、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

3 応急医療救護

負傷者が発生した場合、現地にてトリアージを実施して最寄りの病院等へ搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、地震災害対策計画 第1章「第13節 遺体の取扱い」により実施する。

4 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

5 自衛隊の災害派遣要請

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第2 消防の措置

1 救助及び消防活動

尾三消防組合は、救助及び消防活動を実施する。

2 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、尾三消防組合で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

第3 警察の措置

愛知警察署は、航空機事故災害が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 航空機事故発生 of 通報

航空機事故発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、「情報伝達系統」により関係機関に通知する。また、大規模な航空災害発生時の情報収集活動を実施する。

2 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

3 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

4 遺体の捜索、収容、処理等

死者が発生した場合の遺体の捜索、収容、処理等は、地震災害対策計画 第1章「第13節 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

5 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

第2節 鉄道災害対策

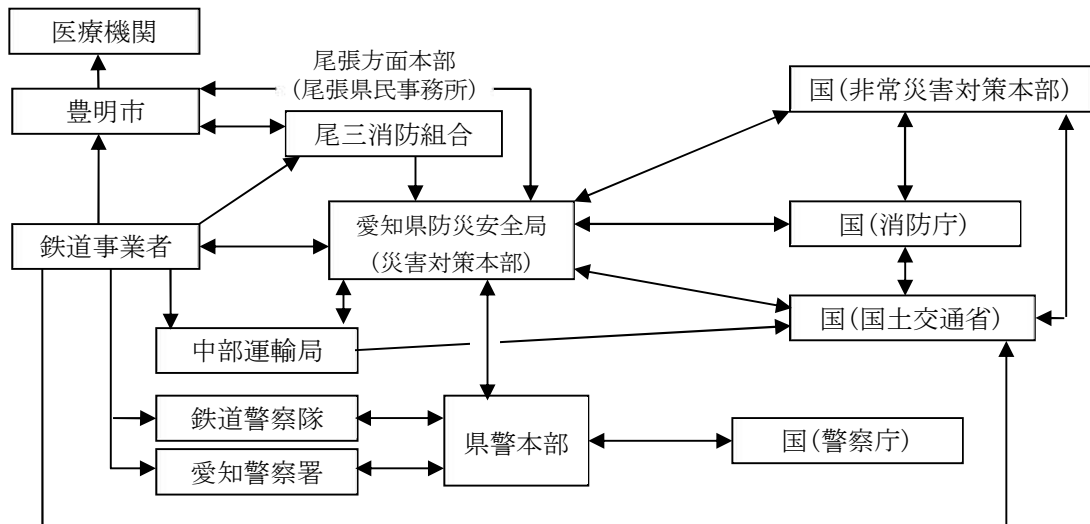
■基本方針

○鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 鉄道事業者の措置	名古屋鉄道(株)
第2 市の措置	本部班、医療防疫班、物流班
第3 消防の措置	尾三消防組合

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第1 鉄道事業者の措置

名古屋鉄道(株)は、鉄道事故災害が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

2 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

3 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

4 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

5 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置については、地震災害対策計画 第1章 第8節「第3 鉄道施設対策」により実施する。

6 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第2 市の措置

1 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

2 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、市長（本部長）は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

3 応急医療救護

負傷者が発生した場合、現地にてトリアージを実施して最寄りの病院等へ搬送する。

また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、地震災害対策計画 第1章「第13節 遺体の取扱い」により実施する。

4 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

5 自衛隊の災害派遣要請

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第3 消防の措置

1 救助・救急活動及び消防活動

尾三消防組合は、救助・救急活動及び消防活動を実施する。

2 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、尾三消防組合で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

第3節 道路災害対策

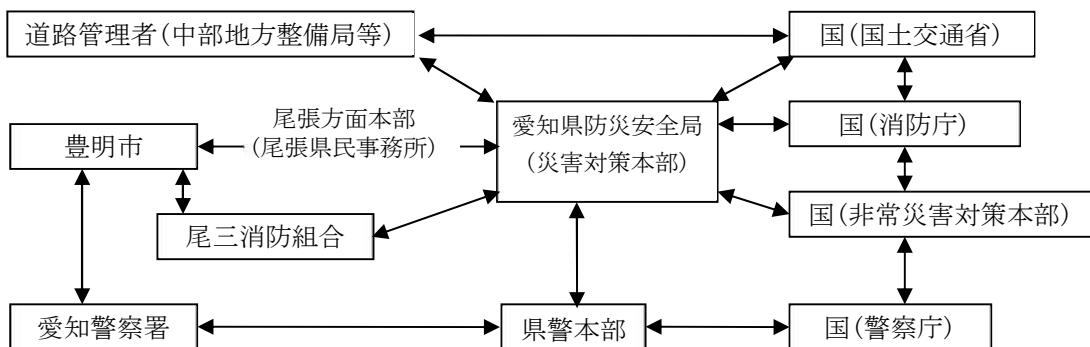
■基本方針

○橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、「第4節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 道路管理者の措置	土木班、県尾張建設事務所、名古屋国道事務所、中日本高速道路(株)
第2 市の措置	本部班、医療防疫班、物流班
第3 消防の措置	尾三消防組合
第4 警察の措置	愛知警察署

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第1 道路管理者の措置

道路管理者は、道路事故災害が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省に連絡する。

2 通行規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。（第7節「交通の確保・緊急輸送対策」参照。）

3 初期の救助及び消防活動への協力

県、市等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。

4 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

5 他の道路管理者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第2 市の措置

市は、道路事故災害が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

2 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、市長（本部長）は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求められることができる。

3 応急医療救護

負傷者が発生した場合、現地にてトリアージを実施して最寄りの病院等へ搬送する。

また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、地震災害対策計画 第1章「第13節 遺体の取扱い」により実施する。

4 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

5 自衛隊の災害派遣要請

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第3 消防の措置

1 救助・救急活動及び消防活動

尾三消防組合は、救助・救急活動及び消防活動を実施する。

2 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、尾三消防組合で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援

協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

第4 警察の措置

愛知警察署は、道路事故災害が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

2 立入禁止区域の設定及び避難誘導等

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。なお、市長（本部長）は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

3 遺体の捜索、収容、処理等

死者が発生した場合の遺体の捜索、収容、処理等は、地震災害対策計画 第1章「第13節 遺体の取扱い」により実施する。

4 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

5 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第4節 危険物・高圧ガス及び化学薬品類災害対策

■基本方針

○危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 事業者等の措置	事業者等（所有者、管理者、占有者）
第2 市の措置	本部班
第3 消防の措置	尾三消防組合
第4 警察の措置	愛知警察署

第1 事業者等の措置

危険物施設及び高圧ガスの所有者・管理者・占有者は、事故災害が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 安全な場所への移動等の安全措置

(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

(2) 高圧ガス

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

2 災害発生に係る消防署等への通報

消防署、市長の指定した場所、警察署へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。

3 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止に十分留意して行うものとする。

4 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

第2 市の措置

市は、危険物施設等の事故災害が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

2 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

なお、市長（本部長）は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

3 自衛隊の災害派遣要請

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第3 消防の措置

1 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

2 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

3 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

第4 警察の措置

愛知警察署は、危険物施設の事故災害が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

2 危険物所有者等への危害防止のための措置等

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

3 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

4 立入禁止区域の設定及び避難誘導等

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。なお、市長（本部長）は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

5 遺体の捜索、収容、処理等

死者が発生した場合の遺体の捜索、収容、処理等は、地震災害対策計画 第1章「第13節 遺体の取扱い」により実施する。

6 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

7 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第5節 大規模火災災害対策

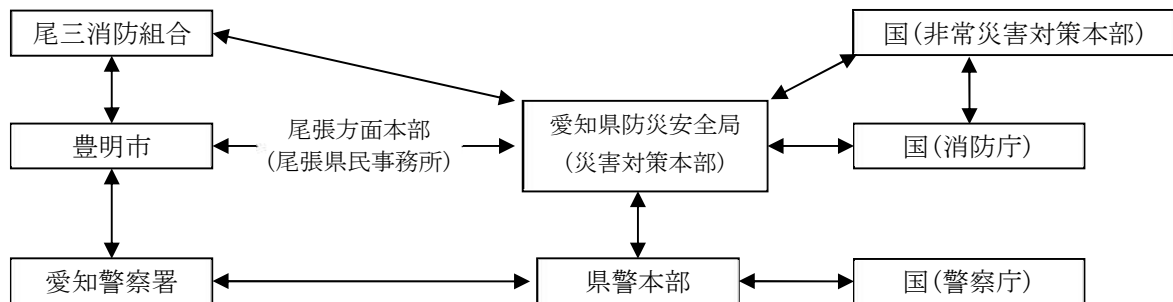
■基本方針

○大規模な火事による多数の死傷者等が発生する災害（以下「大規模な火災災害」という。）の拡大を防御し、被害の軽減を図る。
 なお、第4節「危険物・高圧ガス及び化学薬品類災害対策」の定めについても留意するものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 市の措置	本部班、医療防疫班、物流班
第2 消防の措置	尾三消防組合
第3 警察の措置	愛知警察署

大規模な火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりである。



第1 市の措置

市は、大規模な火災が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 大規模な火災に係る連絡

発見者等から大規模な火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県及び尾三消防組合に連絡する。

2 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、地震災害対策計画 第1章 第10節「第1避難情報」の定めにより実施する。

3 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、市長（本部長）は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求められることができる。

4 避難所等の設置、遺体の処理活動等

必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、地震災害対策計画 第1章「第13節 遺体の取扱

い」により実施する。

5 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

6 自衛隊の災害派遣要請

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

第2 消防の措置

1 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

2 県及び他市町村への応援要請

尾三消防本部で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定及び愛知県消防広域応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行う。

3 応急医療救護

負傷者が発生した場合、現地にてトリアージを実施して最寄りの病院等へ搬送する。

第3 警察の措置

愛知警察署は、大規模な火災が発生した場合に以下の措置を講じる。

1 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

2 立入禁止区域の設定及び避難誘導等

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

3 遺体の捜索、収容、処理等

死者が発生した場合の遺体の捜索、収容、処理等は、地震災害対策計画 第1章「第13節 遺体の取扱い」により実施する。

4 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

5 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

第3章 原子力災害応急対策

第1節 活動態勢

■基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の2又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員、資機材等の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 市災害対策本部の設置等	各班
第2 防災関係機関の活動体制	各防災関係機関

第1 市災害対策本部の設置・運営

市は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

1 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署等の関係機関に通報するものとする。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

第2 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を確保するものとする。

第2節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の 応急対策

■基本方針

- 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、地震災害応急対策計画又は風水害応急対策計画も踏まえて対処する。
- 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。
具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 情報の収集・連絡	本部班、放射性同位元素取扱事業者
第2 放射線障害防止措置	放射性同位元素取扱事業者
第3 警戒区域の設定等	尾三消防組合、愛知警察署
第4 消防活動	尾三消防組合
第5 広報活動	本部班、情報班
第6 交通の確保	愛知警察署
第7 医療対策	県

第1 情報の収集・連絡

1 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報

事業者は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、直ちに所轄労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部、市町村、消防機関等へ通報する。

また、遅滞なく文部科学省へ届出を行う。

2 事故等の発生に係る県への通報

市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。

第2 放射線障害防止措置

事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

第3 警戒区域の設定等

1 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対して災害防止措置を指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定して住民等の立入り制限、退去等の措置を実施する。また、周辺住民に対して広報活動を行う。

2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

警察署は市と緊密に連携し、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行う。

第4 消防活動

尾三消防組合は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）を実施する。

第5 広報活動

市（本部班、情報班）及び警察署は、周辺住民等に対する広報活動を行う。

また、県は必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害の防止、軽減に努める。

第6 交通の確保

警察署は、必要に応じて交通規制を実施する。

第7 医療活動

県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設に協力依頼等を行う。

また、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第3節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

■基本方針

- 核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、次の対策をとるものとする。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、地震災害応急対策計画又は風水害応急対策計画も踏まえて対処する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 情報の収集・連絡等	本部班、尾三消防組合、県、核燃料物質輸送事業者
第2 放射線の測定、汚染の防止等	核燃料物質輸送事業者
第3 専門職員の派遣要請	本部班、県
第4 環境放射線モニタリング等	尾三消防組合、県
第5 原子力災害合同対策協議会	本部班、県
第6 避難対策	本部班、県、愛知警察署
第7 広報、相談対応	本部班、情報班、物流班、医療防疫班、愛知警察署
第8 医療対策	県
第9 消防活動	尾三消防組合
第10 汚染食品等対策	県
第11 交通の確保	愛知警察署
第12 通信輻輳対策	西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

第1 情報の収集・連絡等

1 事故の発生に係る市町村等への通報等

事業者は、事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制庁に直ちに通報し、市、県、警察、消防機関に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市、県、警察、消防機関に連絡する。

2 事故の発生に係る県等への連絡

市は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

3 事故に係る情報収集及び防災関係機関等への連絡

県は、事故の概要、放射線量、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、現場の状

況把握に努める。

また、防災関係機関への情報伝達を行うとともに、市に事故の概要及び対策等を連絡する。

第2 放射線の測定、汚染の防止等

事業者は、放射線の測定、汚染の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

第3 専門職員の派遣要請

県及び市は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第4 環境放射線モニタリング等

県は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、国及び消防と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。

第5 原子力災害合同対策協議会

県及び市は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

第6 避難対策

1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

2 避難指示

市長（本部長）は、必要に応じて避難指示を行う。また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

3 広報活動等による避難等の支援

県は、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等が放射線の影響を受けないように、市町村の住民等の屋内退避、避難指示が速やかになされるよう広報活動等により支援する。

4 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

県警察は、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

第7 広報、相談対応

1 市民等への情報伝達

市（本部班、情報班）は県及び県警察と連携し、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害の防止、軽減に努める。

2 問い合わせに対する対応

市（医療防疫班、物流班）は、必要に応じて次の相談窓口を設置して、市民等からの相談に対応する。

- (1) 心身の健康相談、
- (2) 食品の安全、農林水産物の生産等に関する相談等

第8 医療対策

県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設に協力依頼等を行う。

また、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第9 消防活動

尾三消防組合は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）を実施する。

第10 汚染食品等対策

県は、食品等が汚染された場合、汚染された食品等の流通防止を行う。

第11 交通の確保

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

第12 輻輳対策

西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンク(株)、及び楽天モバイル(株)は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じる。

第4節 原子力発電所等における異常時対策

■基本方針

- 原子力事業者との各合意内容に該当する異常が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、県、市、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、地震災害応急対策計画又は風水害応急対策計画も踏まえて対処する。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 情報の収集・連絡	県
第2 環境放射線モニタリング	県
第3 飲料水・食品等の放射能濃度の測定	物流班、愛知中部水道企業団、県
第4 広報、相談対応	本部班、情報班、医療防疫班、物流班
第5 避難対策	本部班、県、名古屋鉄道(株)、自衛隊
第6 医療対策	県
第7 汚染の除去	関係各班、各防災関係機関
第8 緊急輸送・交通の確保	県、愛知警察署
第9 飲料水・食品等の摂取制限等	物流班、県、愛知中部水道企業団
第10 社会秩序の維持	県、愛知警察署
第11 風評被害対策	物流班、県、あいち尾東農業協同組合、豊明市商工会
第12 通信輻輳対策	西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンク(株)、及び楽天モバイル(株)
第13 市外からの避難者の受入れ	関係各班、県

第1 情報の収集・連絡

1 県から市及び防災関係機関への連絡

県は、原子力事業者との各合意内容に基づき災害情報を収集し、防災関係機関、市等へ情報を伝達する。

2 関係機関の連携

県は、国、所在県及び隣接県と連携し、情報収集、情報交換を行い、必要に応じて所在県

に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県への影響を把握し、効率的、効果的に応急対策が行えるよう努める。特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、県内の応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要な指示を受けるなど、相互の連携を密にするものとする。

また、収集した情報は、必要に応じて随時、市及び防災関係機関へ連絡する。

第2 環境放射線モニタリング

1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

(1) 県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて住民等に情報提供する。

また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど監視体制を強化する。また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに住民等に情報提供する。

(2) 県は、モニタリング結果の公表にあたっては、県民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。

第3 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

県は、O I Lの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県 Web サイト等で公表する。

市及び水道事業者等は、O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第4 広報、相談対応

1 市民等への情報伝達活動

市（本部班、情報班）は県及び県警察と連携し、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害の防止、軽減に努める。

2 問い合わせに対する対応

市（医療防疫班、物流班）は、必要に応じて次の相談窓口を設置して、市民等からの相談に対応する。

- (1) 心身の健康相談、
- (2) 食品の安全、農林水産物の生産等に関する相談等

第5 避難対策

1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

(1) 市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- イ 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動
- ウ 市の広報車等による広報活動
- エ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- オ インターネット、Web サイト等の活用による情報提供

(2) 市長（本部長）は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

(3) 警察署は、市が上記(2)の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行う。

3 広域避難活動

(1) 市の措置

市は、国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、他の市町村に対して避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。

県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート調整を行う。

市は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、住民等の避難先を指定し、避難させる。

(2) 関係機関の協力等

鉄道事業者は、県及び市と連携し、避難者の輸送を行う。

自衛隊は、状況により県及び市と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

県は、広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、スクリーニングあるいは除染等の作業に係る関連資機材の調達について、立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、

効果的な実施に努める。

4 屋内退避、避難を指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

市長（本部長）が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域については、県から関係機関に対し、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう要請する。

第6 医療対策

県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設に協力依頼等を行う。

また、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第7 汚染の除去

1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、関係市町村等と協力して汚染の除去等を行う。

2 放射性物質による汚染の除去への協力

県、市及び防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たす。

第8 緊急輸送・交通の確保

1 緊急輸送体制の確立

県は、市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。

また、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

2 緊急輸送の支援

県警察は、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援に努めるものとする。

第9 飲料水・食品等の摂取制限等

1 飲料水・食品等の摂取制限等

(1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタ

リングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市又は水道事業者等に指示又は要請する。

(2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

県は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示又は要請する。

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 汚染された食品等の流通防止

県は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

第10 社会秩序の維持

1 治安の確保

県は、県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すこととする。

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

2 流言飛語の防止

県は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

第11 風評被害対策

県及び市は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、関係市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

また、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。

第12 通信輻輳対策

NTT西日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンク(株)、及び楽天モバイル(株)は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

第13 市外からの避難者の受入れ

1 避難者の受入れ

県及び避難元市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、市有施設を活用して避難所を開設する。なお、受入れが困難な場合は県と協議の上、市内の旅館・ホテル等の県による借り上げを検討する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

2 避難者の生活支援及び情報提供

市は県と連携し、避難元の都道府県及び市町村と連携し、市内への避難者の住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握して必要な支援につなげる。

また、避難者に関する情報について、県を通じて避難元市町村への情報提供に努める。

さらに、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

第5節 災害復旧

■基本方針

○原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき県の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応するものとする。

■対策の体系と実施機関

対策	実施機関
第1 環境放射線モニタリング等	県
第2 汚染の除去	原子力事業者
第3 各種制限措置の解除	県
第4 健康相談	医療防疫班、県
第5 風評被害対策	物流班、県、あいち尾東農業協同組合、豊明市商工会
第6 被災中小企業への支援	県
第7 物価動向の把握	県
第8 暴力団の排除	愛知警察署
第9 災害記録等	情報班

第1 環境放射線モニタリング等

県は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて環境放射能調査におけるモニタリングの強化体制を継続し、その調査結果を速やかに関係機関、市等に連絡し、あわせて住民等に情報提供する。

第2 汚染の除去

1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、市等と協力して汚染の除去等を行う。

2 放射性物質による汚染の除去への協力

県、市及び防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境汚染に対し、市域の自然条件及び社会的条件を踏まえ国の除染対策に協力する。

第3 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・

食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。

第4 健康相談

県及び市は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求める。

第5 風評被害等対策

県及び市は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

また、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。

なお、国、関係団体等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮する。

第6 被災中小企業への支援

原子力被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰りを支援するため、県は、必要に応じ、中小企業高度化事業において災害復旧貸付けを行うとともに、融資制度により、事業復旧に要する資金を融資する。

第7 物価動向の把握

県は、生活必需品の物価動向の把握を行うとともに、その結果を公表するものとする。

第8 暴力団排除

県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第9 災害記録等

市は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

県は、市が行う災害地住民に係る記録に協力する。